

令和2年10月1日
教育振興部学務課

特別支援教室利用検討会における医師所見の活用について（報告）

1 利用検討会において医師所見が必要な理由

特別支援教室利用検討会においては、特別支援教室設置校の学校長および教諭、教育委員会指導主事等が申請校の資料および担当教諭等からの説明に基づいて、合議により入級の承認を行っている。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付 25文科初第756号）において、「障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること」としている。

専門的知見を取り入れることにより、児童生徒へのより適切な支援につながるよう、医師による所見を活用することとする。

2 医師所見の活用方法について

特別支援教室の利用申請の際に提出される利用申請書、発達検査の結果等の資料を医師に提供の上、資料6 - 2の「医師所見（案）」を記入していただき、利用検討会の検討資料に加える。

3 開始時期

令和2年10月開催の利用検討会より